

請願第12号

法律の専門家等による学校問題解決のための支援体制の構築に関する請願

1 趣 旨

社会環境が多様化、複雑化する中で、教育現場において、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加している。SNSによるトラブル、いじめなどが増加しており、教職員が入って解決を図るのに相当な時間がかかる。トラブルがもとで精神疾患になり休職に追い込まれている教職員が後を絶たない。

このような問題について、第三者的な立場の専門家の関与のもとで解決を図る仕組みをつくっていくことが必要である。法律の専門家である弁護士と医師や臨床心理士などがチームを組み、当事者の間に入って冷静な話し合いの場をコーディネートし、速やかな課題解決を図ることで、教職員が本来の業務に取り組む時間を確保でき、児童生徒と向き合う時間が増える。また保護者にとっても第三者的の中立的な立場の専門家に相談できることで子どもにとってよりよい解決策を見つけることができる。

そこで、下記のとおりに請願する。

記

SNSなどによる子どもを巻き込む複雑な問題が増加している。学校外に起因する事案も多く、教職員だけでは対応が難しいケースもある。子どもや保護者の不利益を防ぐため、弁護士・医師・臨床心理士など第三者的な専門家が関与する解決の仕組みを整備すること。

2 提 出 者

福井の教育をよくするための県民協議会 会長 笠松照喜

3 紹 介 議 員

田村康夫、北川博規、山岸みつる、細川かおり、西本恵一

4 受理年月日

令和7年11月21日